

| | | |
|--|---|---|
| <h1 style="margin: 0;">全法労協 だより</h1> | 2005 年 11月15日 55 | 内 容 |
| | 全国法律関連労組連絡協議会 東京都新宿区百人町1-23-22-505 法律会計特許一般労組気付(〒169-0073) TEL 03-3363-4095 FAX 03-3363-8146 ホームページ http://www.houkan.com/ | 全道事務員交流会 IN 旭川を開催..... 1 地方からも声を上げよう..... 2 弁護士会との懇談を実施～～和歌山法律関連労組～～..... 3 全法労協第19回定期総会・全体討論..... 5 2006年要求アンケート対話運動を旺盛に取り組もう！..... 6 加盟労組の新役員..... 6 |

“全道事務員交流会 IN 旭川”を開催

2005年10月1日(土)2日(日)の2日間にわたり、札幌の事務職員会LOCCの呼びかけにより北海道全域の法律関連職場に勤める事務員の交流会が旭川で開催されました。参加人数は司法書士事務所勤務の方も含め26名で、札幌・旭川のほか名寄・留萌・紋別の各公設事務所、帯広、女満別と7地域からの参加がありました。



地方では事務員の人数が1人や2人とい

う所が多く、横のつながりを持つことがなかなかできません。特に北海道は広いので、他の地域の事務員さんと交流する機会はほとんどありません(道外の方にはなかなか想像ができないかもしれませんが、例えば札幌・帯広は距離にすると200kmです)。今回この企画を通じて初めて会った人が同じ北海道で同じ仕事をしているというだけで話が弾み、お互いの意見交流の場とすることができたのは素晴らしい成果です。

今、司法改革の中で私たち法律関連職場をとりまく環境も大きく変わろうとしています。その方向性はとかく大都市の都合だけで決められてしまいがちです。そういう中で地域から声をあげることがとても重要になってくると思います。例えば、旭川地域では毎月1回自主勉強会を開催していますが、留萌や紋別の事務員が旭川までくるのに2時間、3時間かかります。法律事務員補助職制度ができて研修を各地でしてもらえるのか、また就職してすぐの初期研修があるのかなどの不安もあります。

そういう意味では今提案されている全国研修センターが事務員の声を反映した研修団体として大きな意味を持つかもしれません。しかし、地方では今の動きを知らない事務員さんがたくさんおり、自分たちの声をあげるには至っていないのではないかと思います。

帯広ではまだ事務員の組織がないためこれから作っていききたいというお話がありました。事務員同士の意見交流の機会を多く持ち、どのようにしたらもっともっと働きがいのある職場になっていくのか、仲間と一緒にじっくり話し合っていきたいと思います。

(旭川法律関連労働組合 平山沙織)

地方からも声を上げよう

大阪法律関連労組では、9月20日に、関係官庁及び関連業種団体に対する申入活動を行いました。関西ブロックではこれまで近畿税理士会への要請行動に取り組んできましたが、東海法労では、その他の関連業種団体や、関係官庁への要請行動に取り組んでいることを知り、早速資料をいただき、ぜひ大阪からも声を届けていこうと取り組まれました。

当日は大阪から、吉田光範委員長外3名、京都から、近畿税理士会への申入もしていたため、藤吉明京法労委員長の計5名が参加しました。

申し入れ先は、大阪労働局、大阪社会保険事務局、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪地方裁判所執行官室、近畿税理士会の6団体でした。

そのうち執行官室は、「申し入れの内容についてはきちんと対応している」と理由で断られ、大阪社会保険事務局と大阪弁護士会は先方の都合で、後日日程調整することになり、以下の3団体と懇談を行いました。

大阪労働局

当局からは、大阪労働局労働基準部監督課主任監察官、労働保険適用課適用指導官、他雇用均等室から1名、総務課から2名計5名の担当者が出席しました。

労働関係諸法規の遵守、とりわけ労働保険の加入促進問題について、労働局は「平成16年3月19日の閣議決定により、未手続事業所一掃を目指している（将来労働保険の民営化を視野に入れて）。平成17年からはより厳しい指導をする予定で、大阪ではそのために適用指導員5名を配置し、事業主の意思にかかわらず職権適用による未加入撲滅に力を入れている」とのことでした。

また、労使間の問題については「解雇・賃金・労働時間・就業規則・いじめ・セキハラなど職場の問題に関する様々な相談に、専門のアドバイザーが無料で相談に応じている労働条件相談センターを設置しているので、そこも利用してほしい」ということ。また、セクハラ問題に関しては、雇用機会均等室より、男女雇用機会均等法に基づく、法違反の事業主に対する行政指導、労働局長による助言、指導、勧告、機会均等調停会議による調停手続きの紹介。また、セクハラ・母性健康管理・育児・介護休業等に関する紛争がおきた場合も同様に、申告による行政指導、斡旋などの手続もあるので利用してほしい。との回答がありました。

労働局との懇談の感想としては、申し入れに対して、各担当部署の責任者の出席と、資料の準備など、きちんと対応していただいたように思います。

しかし、法律関連業種の実情（弁護士会など）についてはほとんど知識を持ち合わせておらず、組合としてももっと行政側に私たちの業種について知らせていくと共に、私たちも行政側をよく知り、活用できる制度は活用するということに力を入れていく必要があるということを感じました。

大阪司法書士会

司法書士会側からは事務局長と務課長の2名が対応され、当方の申し入れについては、「司法書士事務所働く労働者の実態調査を行ったことはない。また会としては労働条件について各会員に指導する立場にない。申入内容について敢えて反対するものではないが、組合はどれだけ司法書士事務所の実態を把握

しているのか、把握していないなら根拠がないのに決めつけるような表現はいかがなものか」等の意見がありました。

組合としては、申し入れ内容はアンケートに基づくものであり、要望事項に異議がないのなら、司法書士会としても、労働組合から申入があったことを機関紙や会報に掲載するなどして、啓発活動をしてほしい旨再度要望しました。

感想としては、司法書士事務所の具体的な問題や実態をよくつかめていない(司法書士事務所で働く組合員が少ない)、という問題があったこと。また司法書士会としても、こうした申入は初めてで、かなり対応にぎこちない点がありましたが、今後こうした活動を継続する中で、お互いの理解を深め合うなかで、何らかの前進を勝ち取れるのではないかと、との感触を持ちました。

近畿税理士会

近税側からは、中田正事務局長、調子英雄事務局次長が出席しました。

まず、組合側から、以前からの要請事項を検討してもらえたのか回答を求めるとともに、この1年で組合によせられた相談及び、現在裁判にまでなっている事例を紹介し、税理士会側としても何らかの対応をしてほしい旨を要望しました。

それに対し、税理士会側は、「会員が12,000を超える団体でなかなか実態を把握したり指導したりするのは難しい。毎年要請に来ていただいているが、なかなか要望に沿うような結果をお伝えできなくて申し訳ない。現在行われている裁判については、結果次第によっては会として何らかの対応をするということも考えられる」とのことでした。

組合としては、引き続き要望事項については検討していただきたい旨を強く申し入れました。

以上の通り、当日は3団体への要請にとどまりましたが、直接関係団体と会って、意見を交換することで、お互いの立場、問題を把握でき、理解を深めあえる。そのことが直接ではないにしても、私たち労働者がかかえる様々な問題解決の糸口になるのではないかと。

そのためにも今後もこうした活動を継続することの必要性を強く感じることできた統一行動となりました。

(大阪法律関連労組 吉田光範)

弁護士会との懇談会を実施

～ 和歌山法律関連労働組合 ～

和歌山法律関連労働組合(和法労)は、10月27日に和歌山弁護士会との懇談会を実施しました。

懇談会の席上、まず、和法労から、事務員を対象にした「以下の5点について、要請をおこないました。

「要求と実態調査アンケート」の結果を詳しく説明し、事務員の労働条件を改善・向上させるため、弁護士会から『法律事務所で働く事務労働者の労働条件等に関する要請事項』(後記のとおり)を各会員に配付し、啓発宣伝をしていただきたい。

この間、全法労協が日弁連に対して積極的な働きかけをおこなっていることや和法労としても学習会などをおこなっていることを紹介し、今後、弁護士会としても「弁護士補助職認定制度」に関わる進展

状況や制度内容等について、事務員に知らせていただきたい。

この間、各事務員に対して和法労の企画する勉強会やレクリエーションの案内をするため、弁護士会設置のレターケースを利用させていただいており、引き続き、ご協力をお願いしたい。

事務員が業務を効率的に遂行するため、官公庁や金融機関等で提示できる身分証明証（事務員証）の発行を検討してほしい。

万が一、事務所が閉鎖するなどして勤務先を失った事務員に対し、弁護士会として他事務所を紹介する窓口を設置していただきたい（アンケートでも不安の声が寄せられている）。

これらの事項に対し、弁護士会の役員からは冒頭、弁護士会には労働条件等について各会員に強制する立場にはない旨の話しがありましたが、“これらの要請内容は、もっともなことだ”“身分証明書など、事務員が働きやすい状況を整えることは、弁護士にとってもプラスになる”などの発言もあり、私たちの要請を前向きに受け止めてくれました。

そして、懇談会の翌日には、早速、弁護士会から各会員に『労働条件等に関する要請事項』が配付され、懇談の効果が具体的に表れました。

【法律事務所で働く事務労働者の労働条件等に関する要請事項】

1、労働条件の明示について

労働者を雇用するにあたっては、就業時間、賃金、賞与、社会保険、休暇等の労働関係諸法規によって定められている労働条件について、文書により明示して下さい。また、労働条件に関する事項の変更等にあたっては、労働者の要望もお聞き下さい。

2、賃金・一時金について

健康で文化的な生活を営む権利を保障し、労働者の働く意欲の向上を図るため、最低賃金を月額18万円(日額、時間額もこれを基準に算定)として下さい。

3、労働条件の改善・向上について

- (1) 労働保険(雇用・労災)は法令により加入が義務付けられていますので、未加入の職場は加入手続きをとって下さい。
- (2) 福利厚生充実のため、社会保険(健康保険・厚生年金)についても、未加入の職場は加入して下さい。
- (3) 退職金制度を確立し、その内容を明示して下さい。雇用主の負担軽減と原資確保のため、中小企業退職金共済制度などを活用して下さい。
- (4) 定期的な健康診断の実施は、労働安全衛生法により義務付けられていますので、雇用主の費用負担により受診させて下さい。
- (5) パソコン・ワープロ等のVDT作業については、作業基準を確立して、職業病の発生を予防して下さい。
- (6) 法定労働時間を超える時間外労働及び法定休日における休日労働をさせる場合は、時間外・休日労働に関する労使協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出て下さい。時間外・休日労働については、労働基準法の規定を下回らない割増賃金を支給して下さい。
- (7) 昼休み等の休憩時間を確実に保障し、自由利用の原則を守って下さい。
- (8) 全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、下記の日数を下回らない年次有給休暇を付与して下さい。完全取得のための対策も講じて下さい。

| | | | | | | | |
|--------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 雇い入れた日から起算した継続勤務期間 | 6ヶ月 | 1年 6ヶ月 | 2年 6ヶ月 | 3年 6ヶ月 | 4年 6ヶ月 | 5年 6ヶ月 | 6年 6ヶ月 |
| 年次有給休暇付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

所定労働日数の少ないパートタイム労働者等(週所定労働時間が30時間未満)に対しても週所定労働日数に比例して付与して下さい(週所定労働時間が30時間以上の場合は上記と同じです)。

- (9) 母性保護に関する休暇等(生理休暇、つわり休暇、産前産後休暇、妊婦の検診休暇、育児時間)を保障して下さい。

(10)育児休業・介護休業制度についても、法律により定めがあります。その取得を保障する条件を整備して下さい。

4、業務研修について

労働者の働く能力と意欲の向上、業務の適正、円滑な遂行が図られるよう、業務研修等への参加の機会を引き続き保障して下さい。

5、1999年4月1日より、男女雇用機会均等法により職場における女性労働者に対するセクシャルハラスメントの防止が事業主の雇用管理上の配慮義務とされていますので、各職場でも適切な対応をとって下さい。

(和歌山法律関連労組 織部利幸)

全法労協第19回定期総会・全体討論

7月9～10日に開催された全法労協第19回定期総会の全体会での23名の方が発言されました。発言者およびテーマを紹介します(敬称略)。

- 1 織部利幸(和歌山法律関連労組)「和法労の活動」
- 2 矢部雄久(福岡法律関連労組)「福岡のアンケート活動の報告」
- 3 渡辺昌富(全法労協 副議長)「『アンケートから見る法律関連事務員像』について」
- 4 堀切幸寛(東海地域法律関連労組)「東海法労統一行動について」
- 5 渡辺昌也(法律会計特許一般労組)「弁護士会との懇談について」
- 6 小島秀也(千葉県法律関連労組)「弁護士会との懇談について」
- 7 森田純子(神奈川・法律合同分会)「弁護士会との懇談について」
- 8 吉田真平(京都法律関連労組)「京都弁護士会正副会長との懇談について」
- 9 鈴木寿夫(全法労協 幹事)「『全国統一研修センター』設立に向けて」
- 10 新原ますみ(福岡法律関連労組)「新人にとって、研修会は励み」
- 11 福島あづさ(東海地域法律関連労組)「公設事務所に勤務して」
- 12 平山沙織・北 直英(旭川地方法律関連労組)「組合の活動報告など」
- 13 新居崎俊之(法律会計特許一般労組)「法会労の活動」
- 14 大河原律良(群馬法律事務員労組)「組合の活動報告など」
- 15 佐瀬 桂(法律会計特許一般労組)「未組織の組織化の取り組み」
- 16 島 智穂子(京都法律関連労組)「新歓・平和などの取り組み、青年部活動の悩みや全国の青年部との交流について」
- 17 山崎友香(京都法律関連労組)「楽しく、多くの参加を得て大成功のフラワーアレンジメント・女性部活動について」
- 18 小玉英樹(法律会計特許一般労組)「会計交流懇談会の活動など」
- 19 吉田光範(大阪法律関連労組)「税理士事務所の裁判闘争」
- 20 大島 仁(大阪法律関連労組)「税理士事務所の解雇撤回闘争」
- 21 熊谷茂樹(東海地域法律関連労組)「NPT会議に参加して」
- 22 藤吉 明(京都法律関連労組)「争議解決について」
- 23 長尾忠昭(東海地域法律関連労組)「名張事件支援について」

2006年要求アンケート対話運動を旺盛に取り組もう!

「アンケート対話運動」は、今期も総会后最初の全国的課題として取り組まれます。

この運動の意義について、第19回定期総会決議は『第1に全国の仲間の労働実態を調査するものであり、第2に仲間の要求を集約するものであり、第3に要求の実現と前進のための武器となるものであり、第4に啓蒙・宣伝・対話を通じて結集を呼びかけ、そして全法労協の運動を拡げるものです。また全国の全ての組合員が、一緒になって唯一取り組める運動です。そしてこの運動は1990年から連続して取り組まれてきており、貴重な役割を果たしてきています。』と指摘しています。

今期の取り組みにあたっては、「アンケートから見る法律関連事務員像」冊子(ホームページ上に掲載)を活用して、おおいに対話運動をすすめる、2006年アンケート項目は、要求調査を主とする、そして労働条件・環境や権利についての啓発・点検をするものとしています。主な取り組みの方針は、全国の1万人以上の仲間との対話を行ない、2千名以上の協力を得る(過去最高集約数は、1995年の1,728名)、法律事務所の仲間は全国全てを呼びかけの対象とする、業種の拡がりをめざす、としています。

取り組みのスケジュールは次のとおりです。

- 12月中 組織内取り組み
- 1~3月 未組織への取り組み
- 3月25日 集計結果報告締め切り
- 4月中旬 集計結果発表

この10数年間の対話運動の教訓に確信をもち、さらにこれを前進させる取り組みとするために、2006年要求アンケート対話運動を旺盛に展開していきましょう。

10月に開催された各加盟労組の定期大会で選出された新役員は次のとおりです。

(敬称略、紙面の都合で三役(四役)のみ紹介します)

旭川法律関連労組

執行委員長 平山沙織

法律会計特許一般労組

執行委員長 金川陽子

副執行委員長 土井寛憲, 堀江英文, 横田 敦, 渡辺昌也

書記長 新居崎俊之

書記次長 佐瀬桂, 堀江恭子

神奈川・法律合同分会

分会長 浅葉美由紀

副分会長 福田紀子, 丸山賢太郎

書記長 渡辺昌富

東海地域法律関連労組

執行委員長 村井秀樹

副執行委員長 長尾忠昭, 伊藤宏明

書記長 堀切幸寛

京都法律関連労組

執行委員長 藤吉 明

副執行委員長 三浦 博, 吉田真平

書記長 富田 宏

大阪法律関連労組

執行委員長 吉田光範

副執行委員長 白川チエ子

書記長 大島 仁

福岡法律関連労組

執行委員長 宮脇 稔

書記長 末 尚美



